

都市計画道路 長束八木線及び長束線の 計画変更に関する説明会

令和5年9月

広島市役所 道路交通局 道路計画課

【開催日】

令和5年9月1日(金)19時～

9月2日(土)16時半～/19時～

9月3日(日)13時～

9月4日(月)19時～

9月7日(木)19時～

1 計画見直しの内容について

- (1) 都市計画道路とは？
- (2) 長束八木線と長束線の概要
- (3) 現計画の課題
- (4) 周辺の道路状況
- (5) 計画見直しの方針

2 道路の整備効果等について

- (1) 道路の整備効果
- (2) 整備後の周辺道路の交通量

3 道路の計画変更案について

- (1) 長束八木線と長束線の構造
- (2) 用地取得範囲の目安

4 今後の進め方について

- (1) 都市計画変更までの流れ
- (2) 事業着手以降の流れ

1 計画見直しの内容について

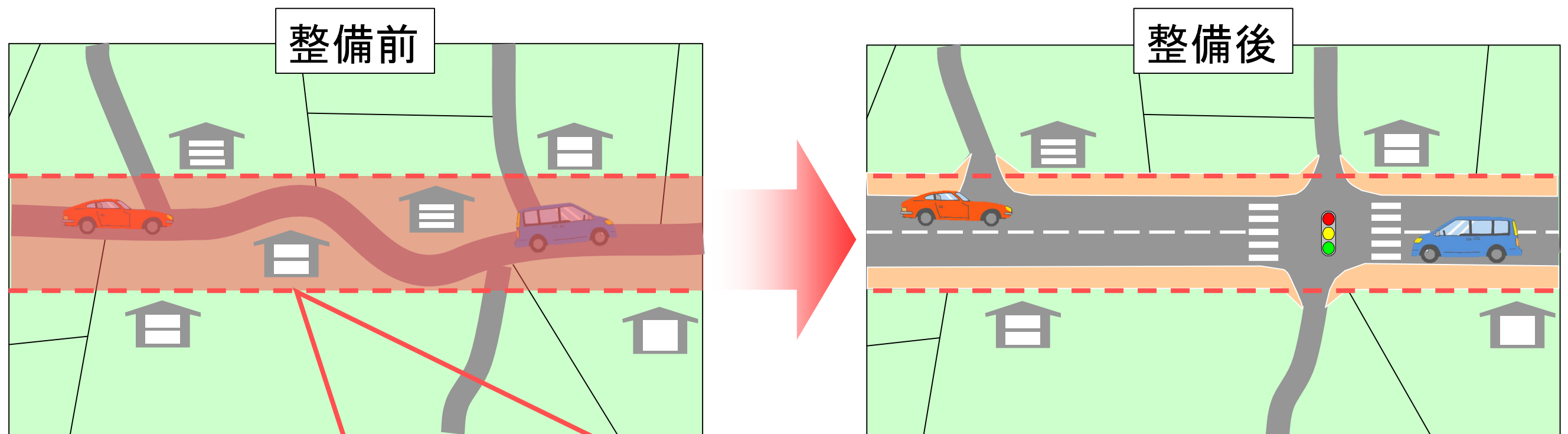
- (1) 都市計画道路とは？
- (2) 長束八木線と長束線の概要
- (3) 現計画の課題
- (4) 周辺の道路状況
- (5) 計画見直しの方針

1 計画見直しの内容について

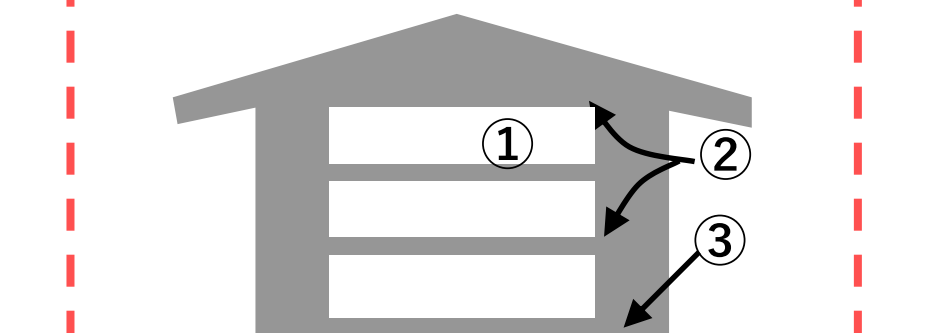
2

(1) 都市計画道路とは？

- ・ 都市計画法に基づき、位置や構造などを決定している道路のことです。
- ・ 都市計画道路の区域内では、建物の建築に際して一定の制限がかかります。



都市計画道路の区域



《区域内の建築制限》

- ① 階数が3階以下（地階なし）
- ② 木造・鉄骨造等の構造
- ③ 容易に移転できるもの

1 計画見直しの内容について

3

(2) 長束八木線と長束線の概要

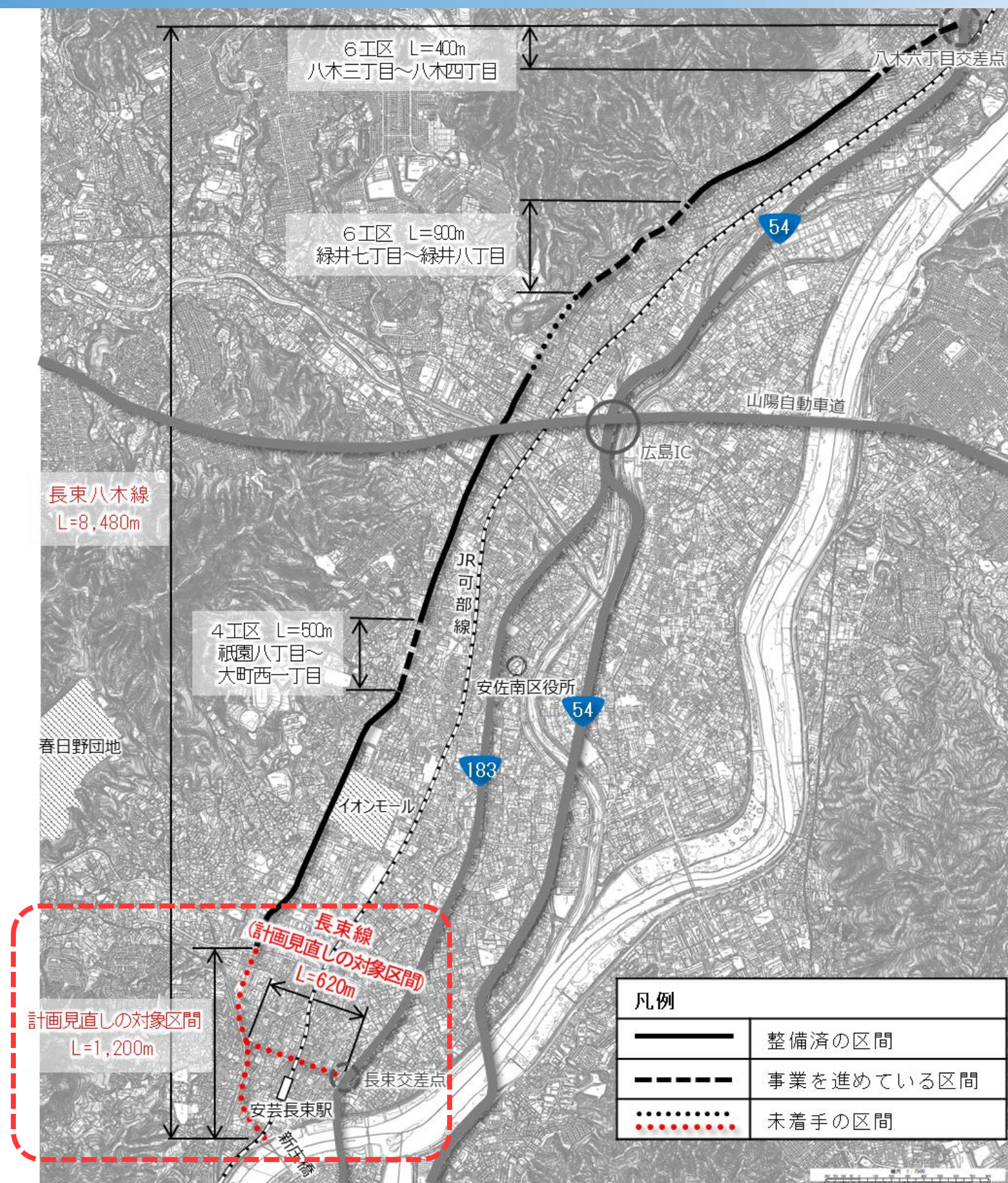
《長束八木線》

- ・都市計画決定：昭和34年4月
- ・延長：8,480m
- ・車線数：4車線(W=22m)

《長束線》

- ・都市計画決定：昭和43年4月
- ・延長：620m
- ・車線数：2車線(W=12m)

右図の[]で示された箇所が
今回の計画見直しの対象区間
がある範囲です。



1 計画見直しの内容について

4

(2) 長束八木線と長束線の概要

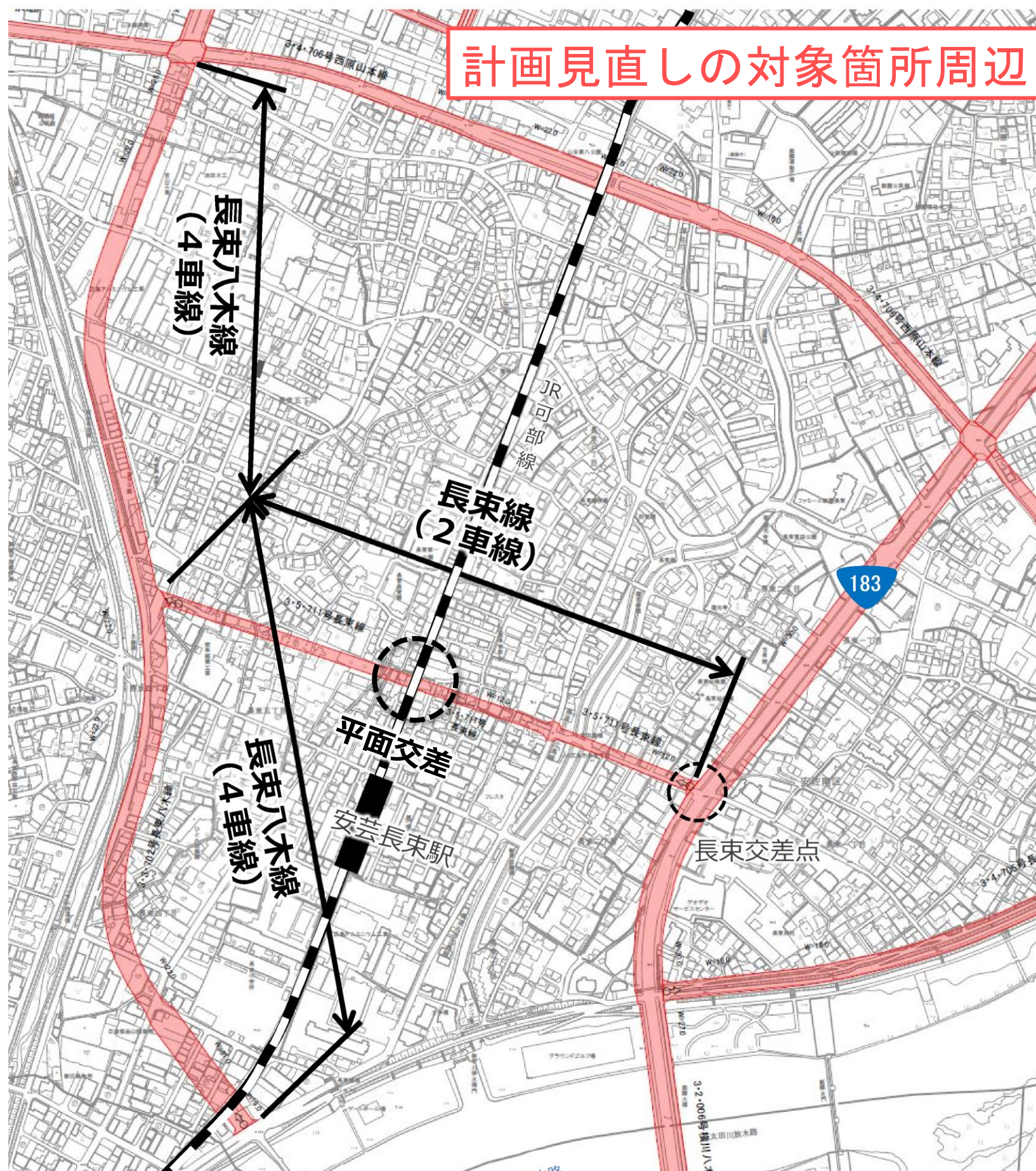
《長束八木線》

- ・都市計画決定：昭和34年4月
- ・延長：8,480m
- ・車線数：4車線 (W=22m)

《長束線》

- ・都市計画決定：昭和43年4月
- ・延長：620m
- ・車線数：2車線 (W=12m)

右図の ■ で示された区域が
長束地区周辺の都市計画道路
です。

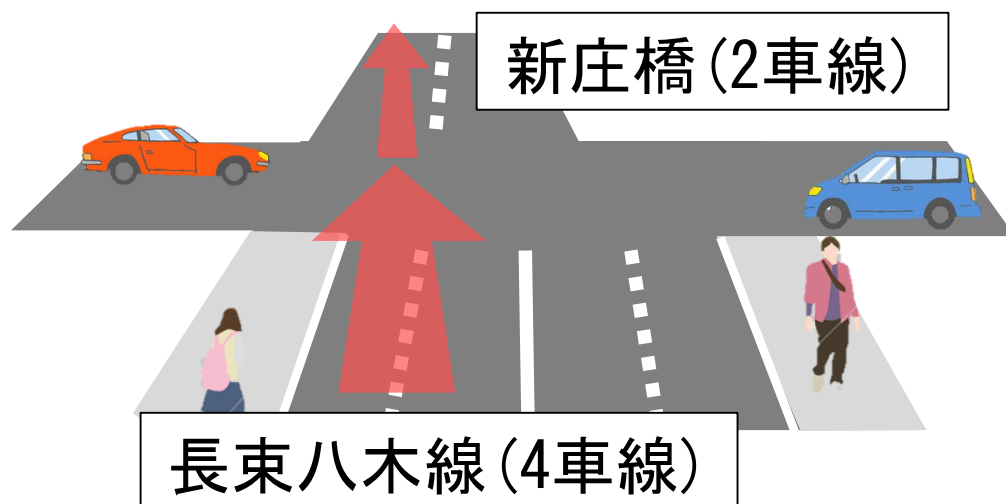


1 計画見直しの内容について

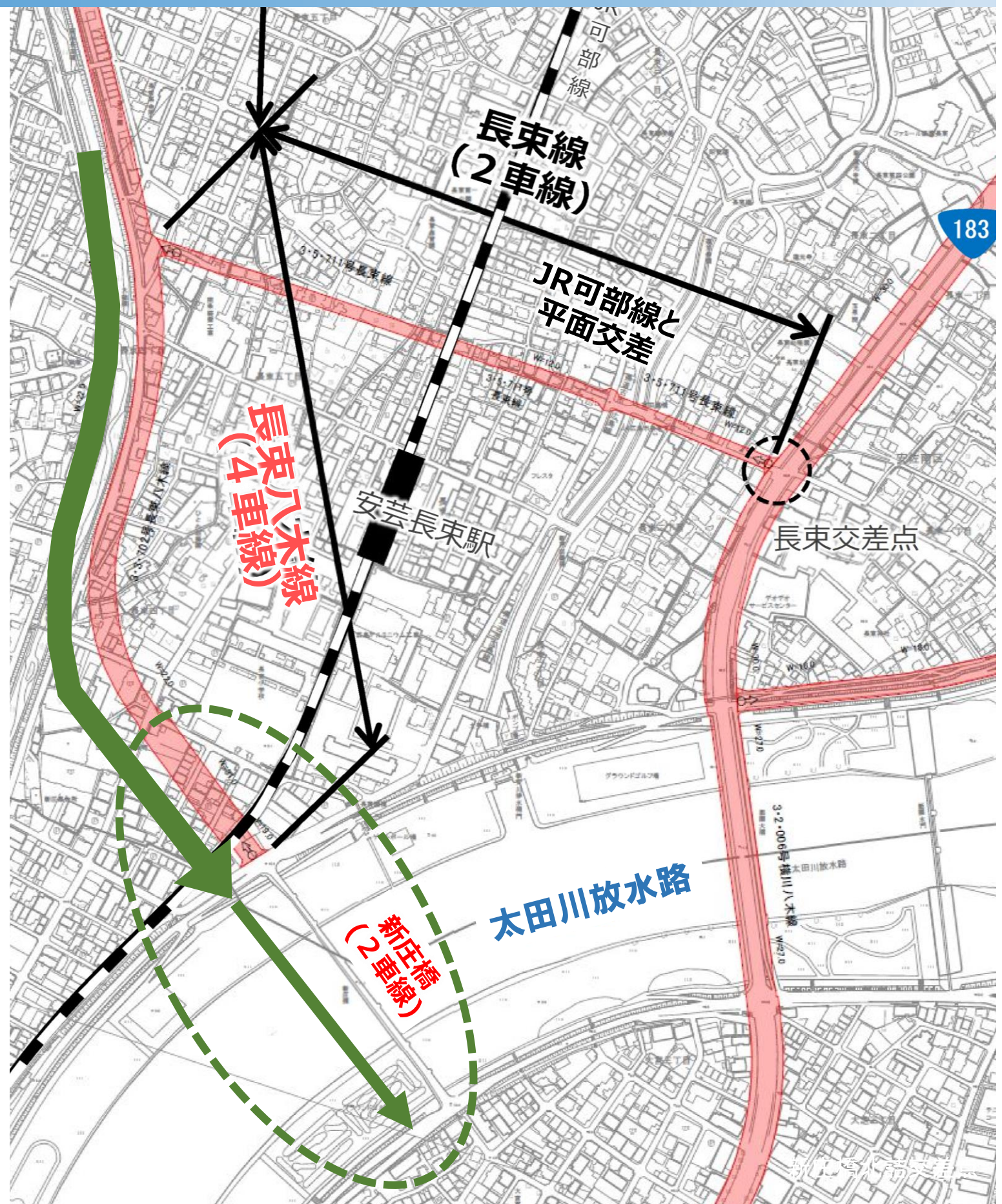
5

(3) 現計画の課題(長束八木線)

- 4車線の長束八木線が2車線の新庄橋に接続する計画となっており、交通処理上の問題を抱えています。(※下図はイメージです)



- JR可部線との交差部で上越する必要がありますが、接続先となる太田川放水路沿いの堤防道路と高低差があるため、接続が困難といった構造上の問題も抱えています。



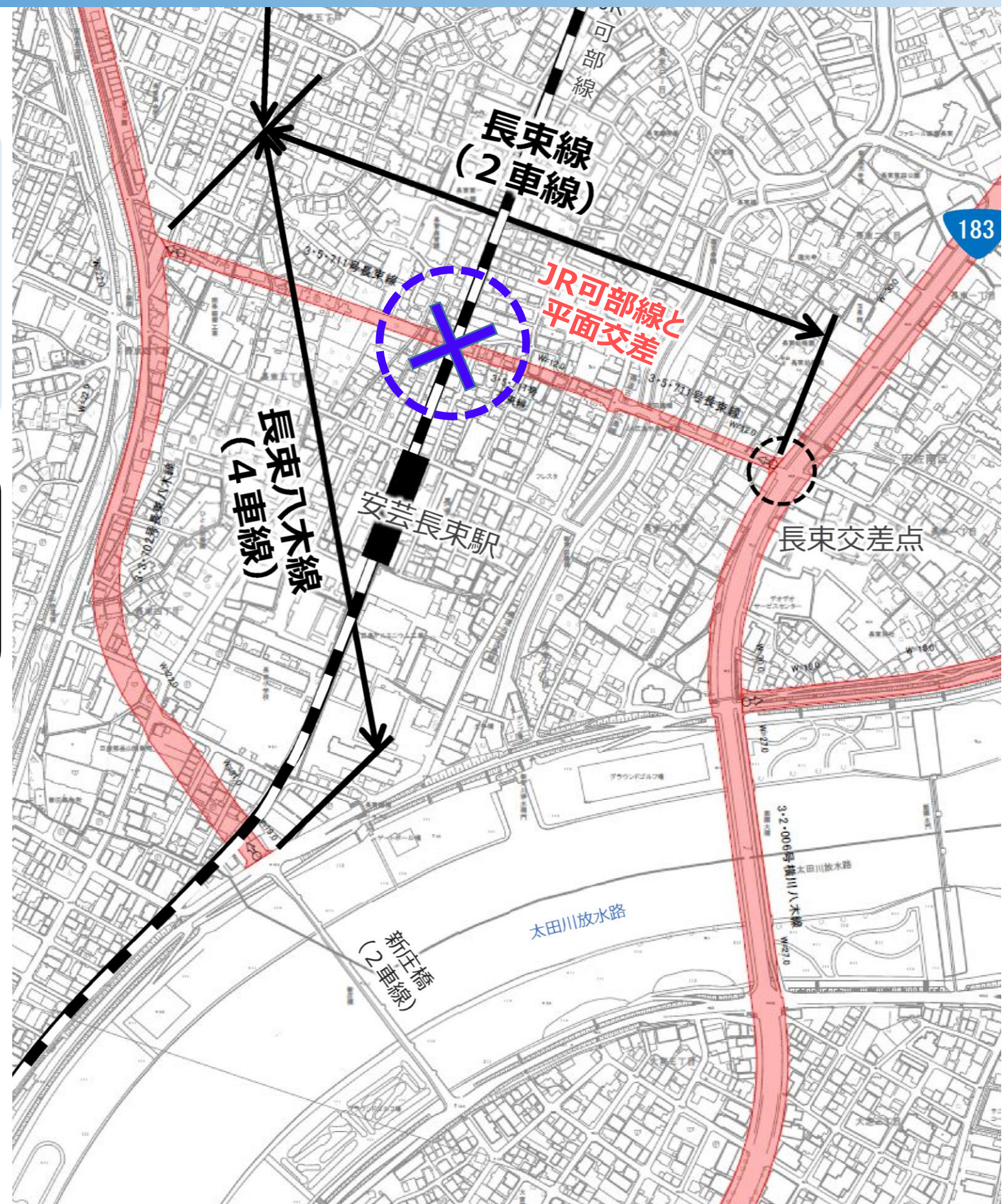
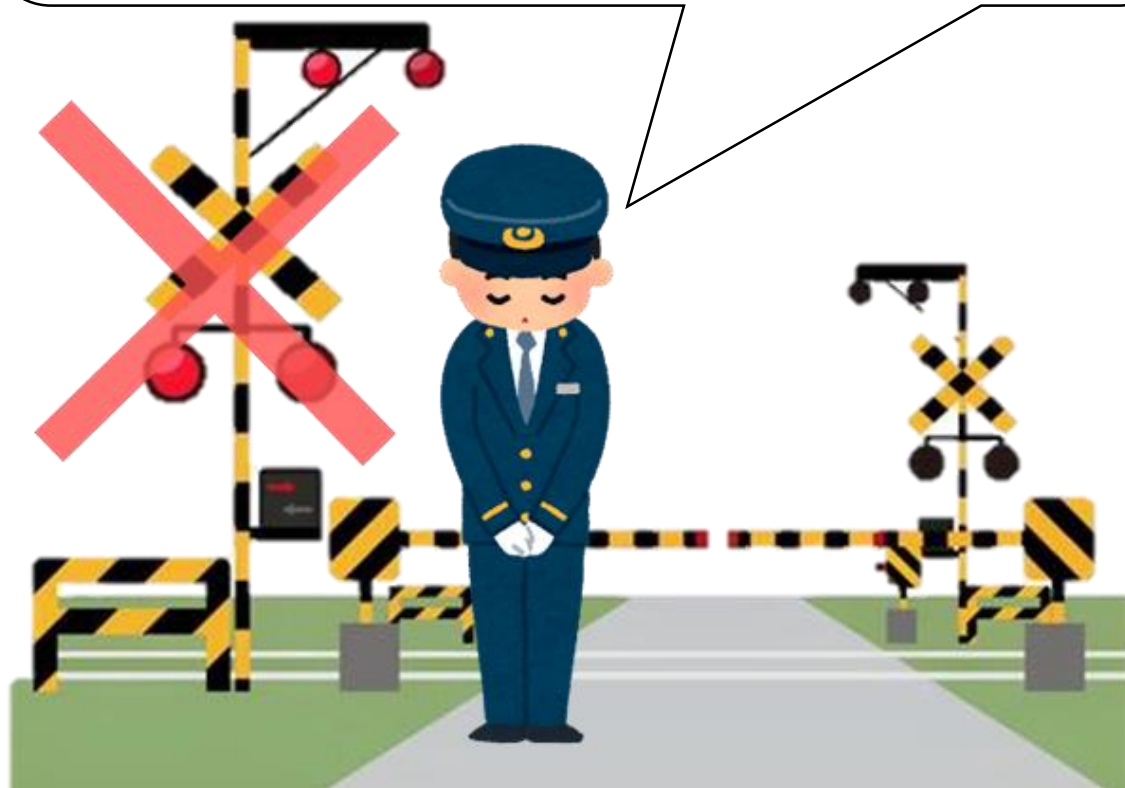
1 計画見直しの内容について

6

(3) 現計画の課題(長束線)

○長束線とJR可部線との交差点が平面交差の計画となっていますが、現在は原則、踏切の新設が認められていません。

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国施行)」により、原則として、鉄道は道路と平面交差してはならないと定められています。



1 計画見直しの内容について

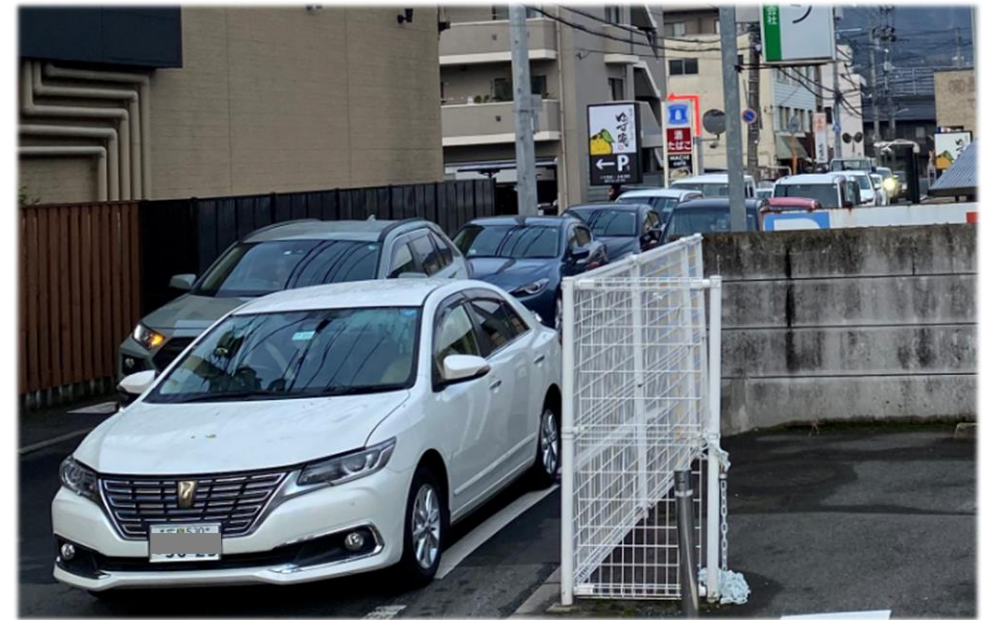
7

(4) 周辺の道路状況

祇園・西原・山本地区では、朝ピーク時を中心に著しい交通混雑が発生しています。



▲ 国道183号(祇園大橋北詰付近)



▲ 市道3区197号線(長束交差点付近)



▲ 西原山本線(南側)



▲ 市道3区391号線(J R安芸長束駅前(北側)道路)

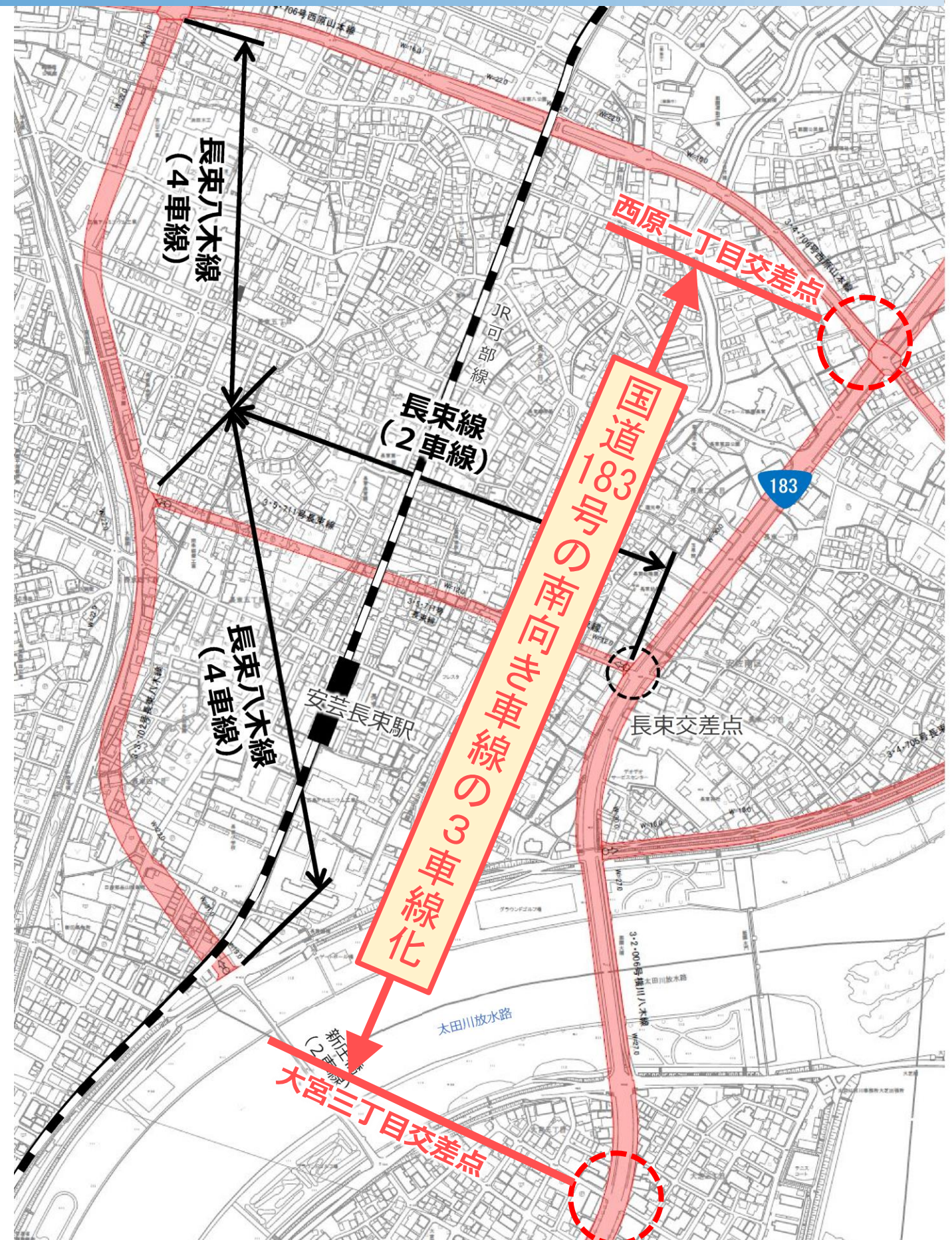
1 計画見直しの内容について

8

(4) 周辺の道路状況

祇園・西原・山本地区における朝ピーク時を中心とした著しい交通混雑の対策の一環として…

現在、西原一丁目交差点から大宮三丁目交差点までの国道183号の南向き車線について、**2車線から3車線へ段階的に整備を行う事業を進めています。**



1 計画見直しの内容について

(5) 計画見直しの方針

現計画の課題と周辺の道路状況

- 長束八木線及び長束線の現計画は、交通処理上・構造上の問題を抱えています。
- 祇園・西原・山本地区では朝ピーク時を中心とした著しい交通混雑が発生しています。



現在事業を進めている国道183号の拡幅事業と併せ、都心方面へのアクセス強化の観点から、次のとおり、計画の見直し方針を決定しました。

1 計画見直しの内容について

10

(5) 計画見直しの方針

《方針①》

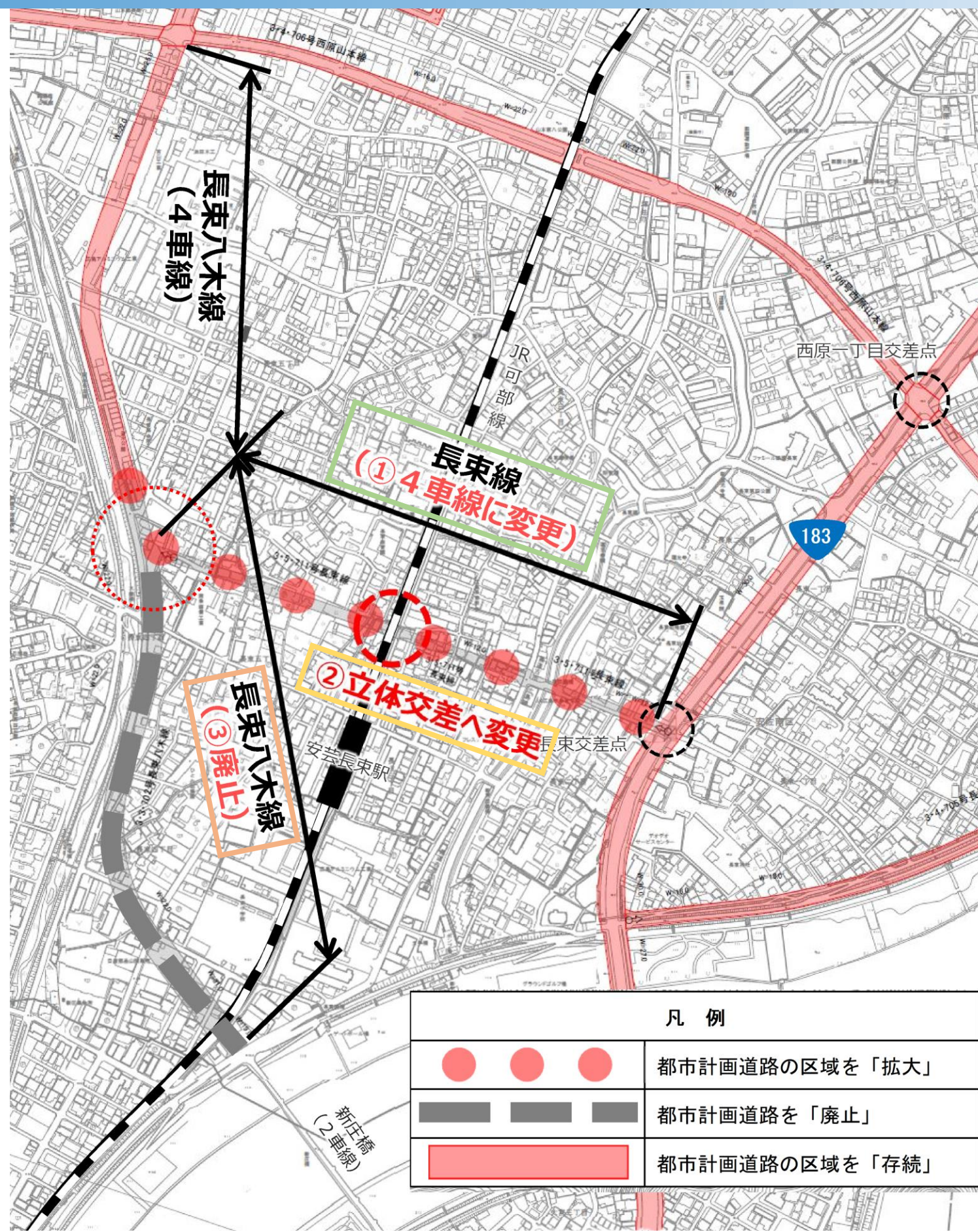
国道183号と長束八木線をつなぐ長束線について、2車線から4車線に変更します。

《方針②》

長束線とJR可部線の交差構造を平面交差から立体交差に変更します。

《方針③》

長束八木線について、長束線から新庄橋の区間は、計画を廃止します。



2 道路の整備効果等について

- (1) 道路の整備効果
- (2) 整備後の周辺道路の交通量

2 道路の整備効果等について

11

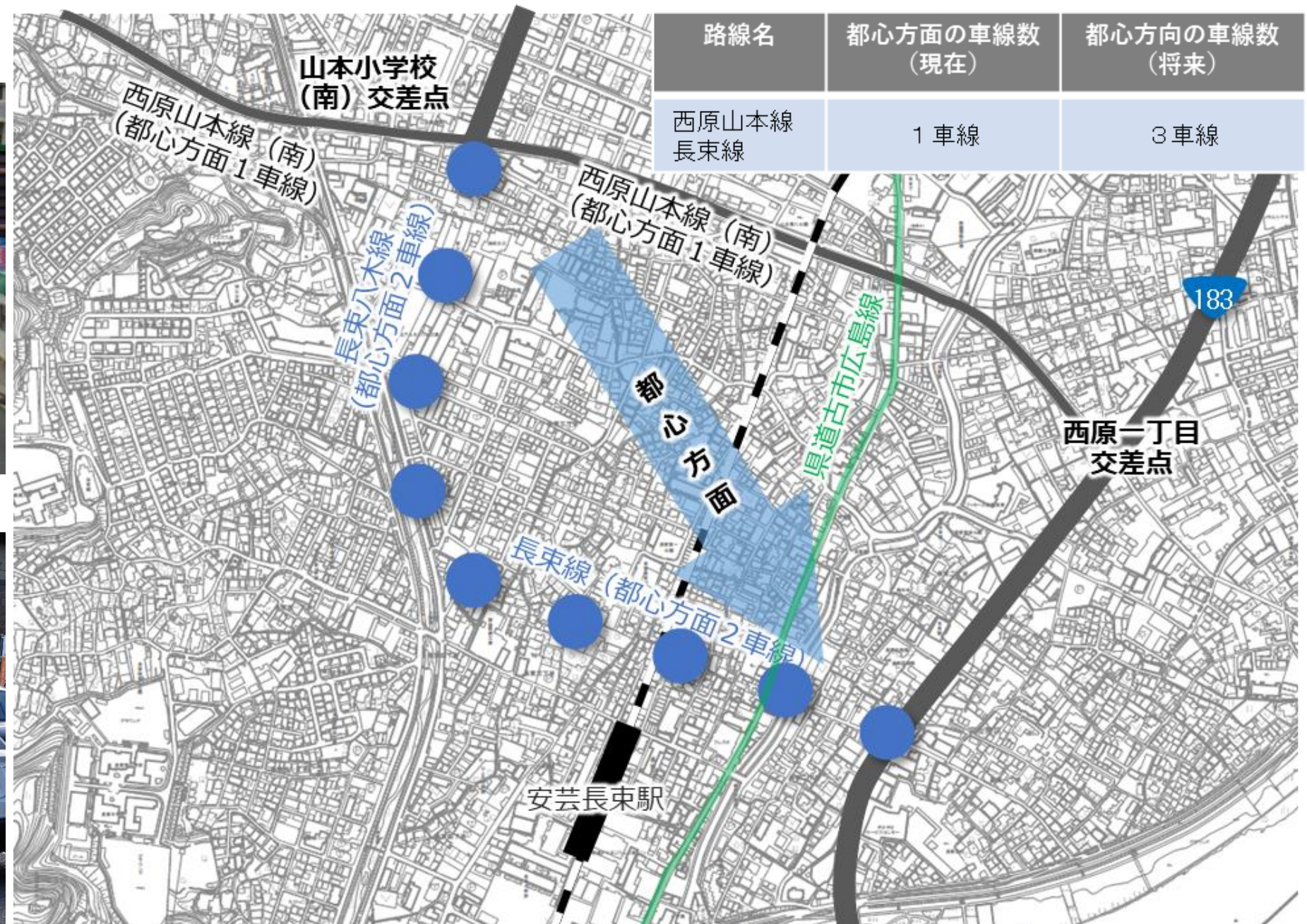
(1) 道路の整備効果 <①円滑な道路交通の確保>

- ・ 祇園・西原・山本地区から国道183号へのアクセスの向上が期待されます。
- ・ 長束八木線(長束線)へ自動車交通が分散し、西原一丁目交差点等の混雑の緩和が期待されます。

▼ 国道183号の渋滞状況



▼ 西原山本線の渋滞状況



2 道路の整備効果等について

12

(1) 道路の整備効果 <②公共交通の利便性向上>

- ・ バス路線から長束八木線（長束線）へ自動車交通が分散し、バスの定時性の向上が期待されます。
- ・ 安芸長束駅前（北側）の道路を通過する自動車が減り、歩行者や自転車によるＪＲ安芸長束駅へのアクセス性の向上が期待されます。

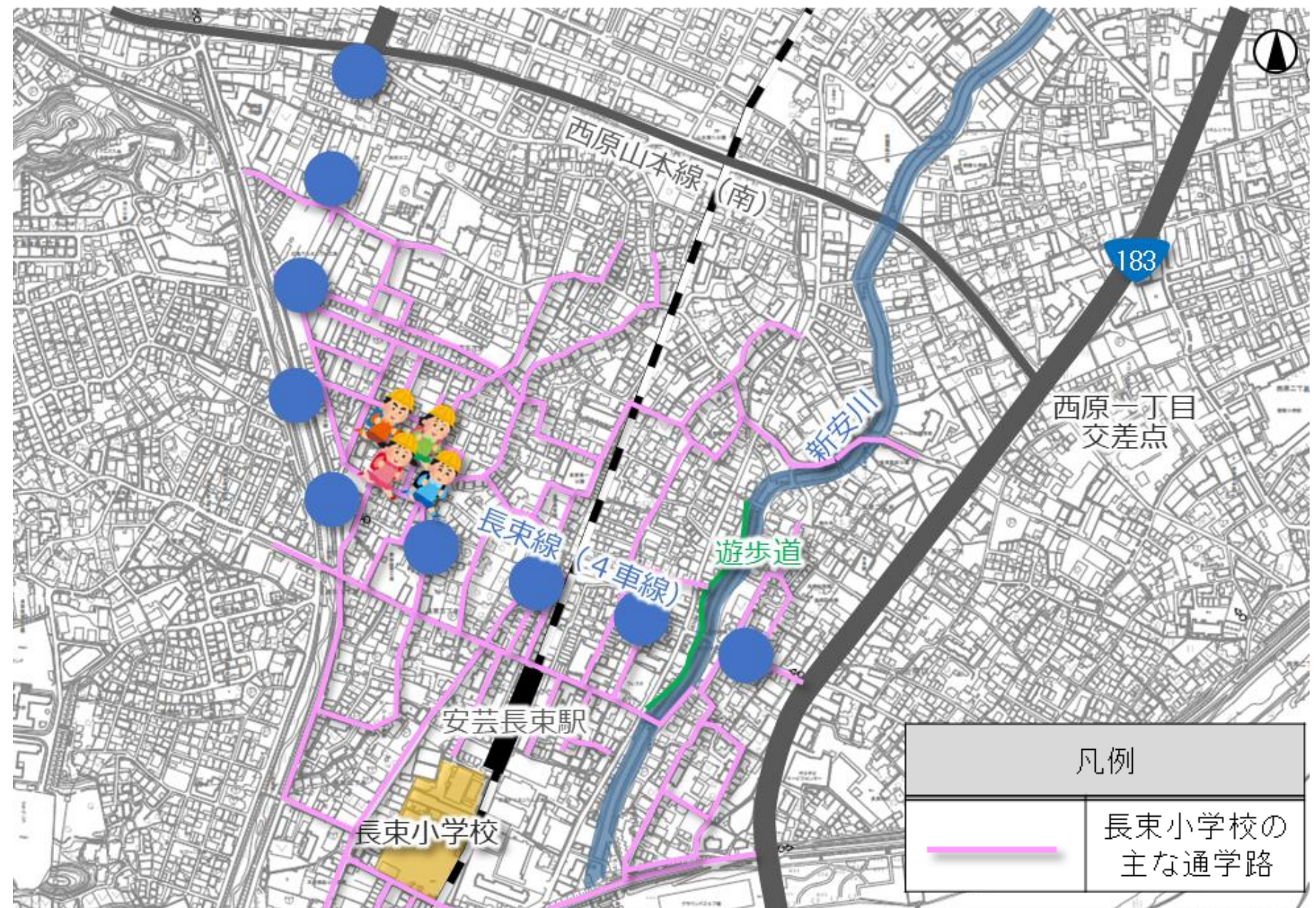
▼ 安芸長束駅前の市道の混雑状況



(1) 道路の整備効果 <③交通安全性の向上>

- ・ JR可部線との交差部が立体交差となり、踏切を使わず安全に線路を横断できるようになります。
- ・ 既存の通学路から長束八木線（長束線）へ自動車交通が分散し、通学路の安全性の向上が期待されます。

▼ 安芸長束駅前（北側）の市道の通学状況



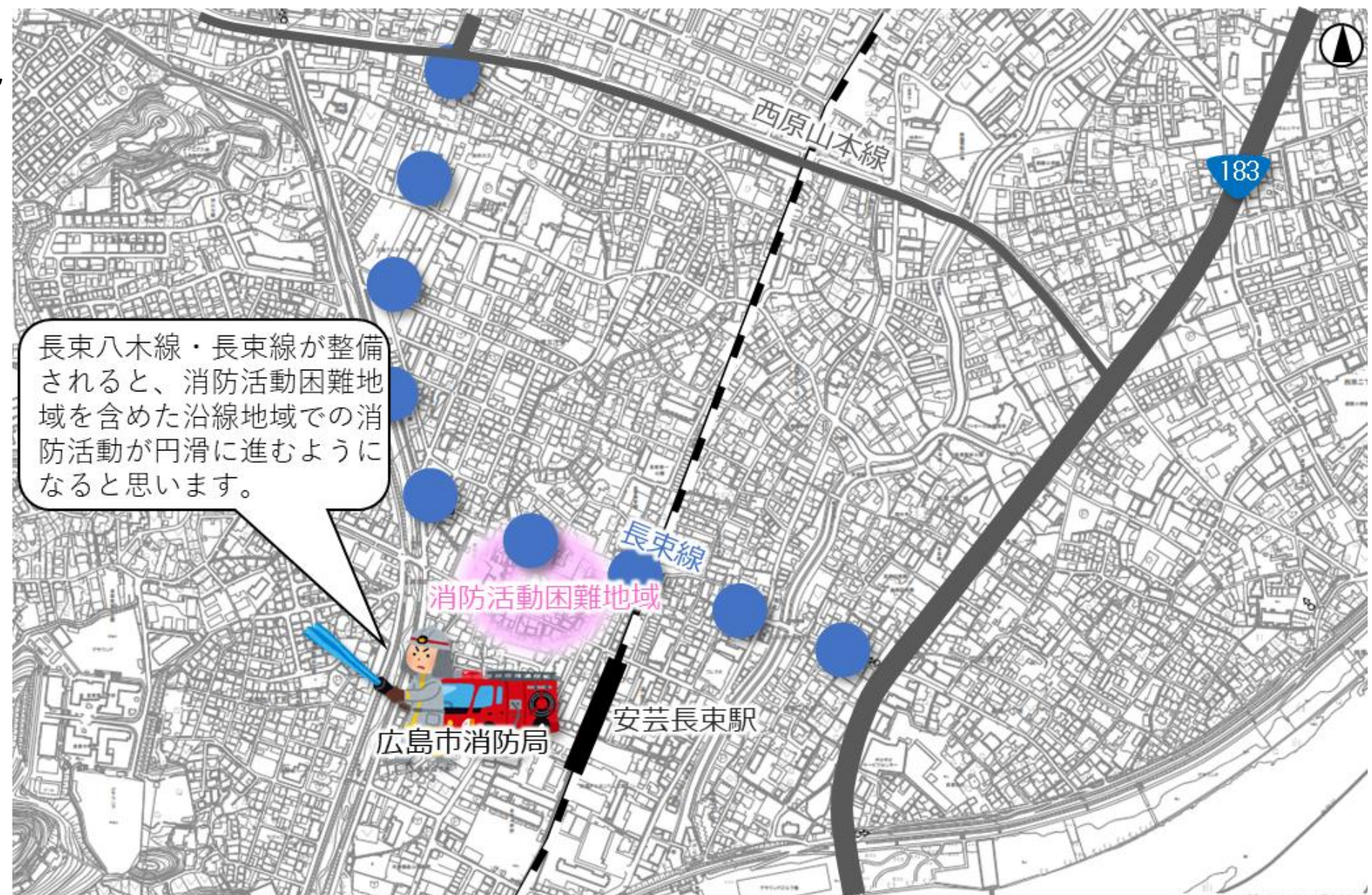
2 道路の整備効果等について

14

(1) 道路の整備効果 <④防災機能の向上>

- ・ 消防車両が長束八木線（長束線）を通行できるようになり、消防活動の円滑化が見込まれます。
- ・ 長束八木線（長束線）の整備により、広幅員の道路空間が新たに生み出され、火災時の延焼拡大防止効果の向上が期待されます。

▼ 消防活動困難地域の道路状況



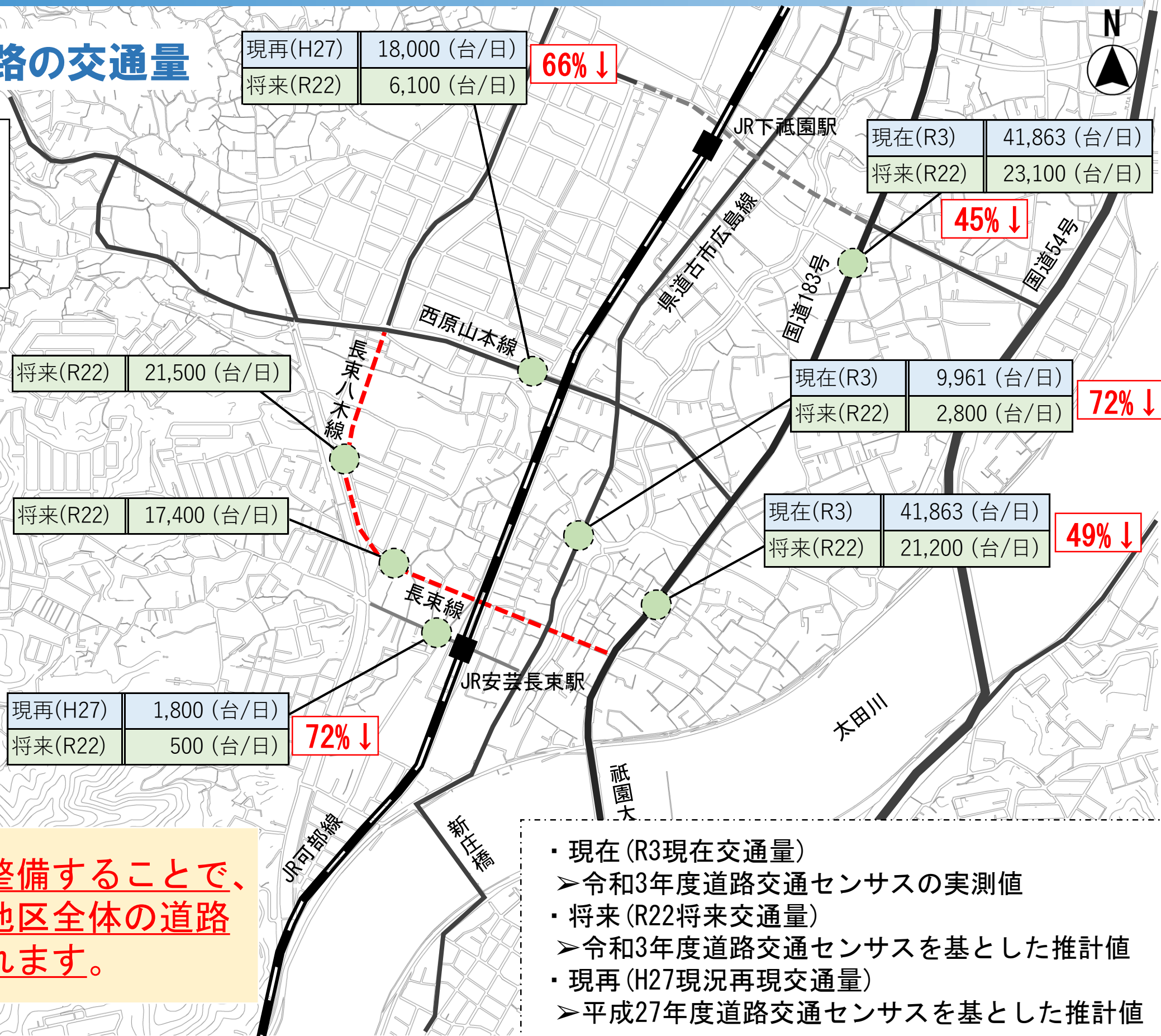
2 道路の整備効果等について

15

(2) 整備後の周辺道路の交通量

凡例

- 現在交通量 (R3, H27年)
- 将来交通量 (R22年)



3 道路の計画変更案について

- (1) 長束八木線と長束線の構造
- (2) 用地取得範囲の目安

3 道路の計画変更案について

16

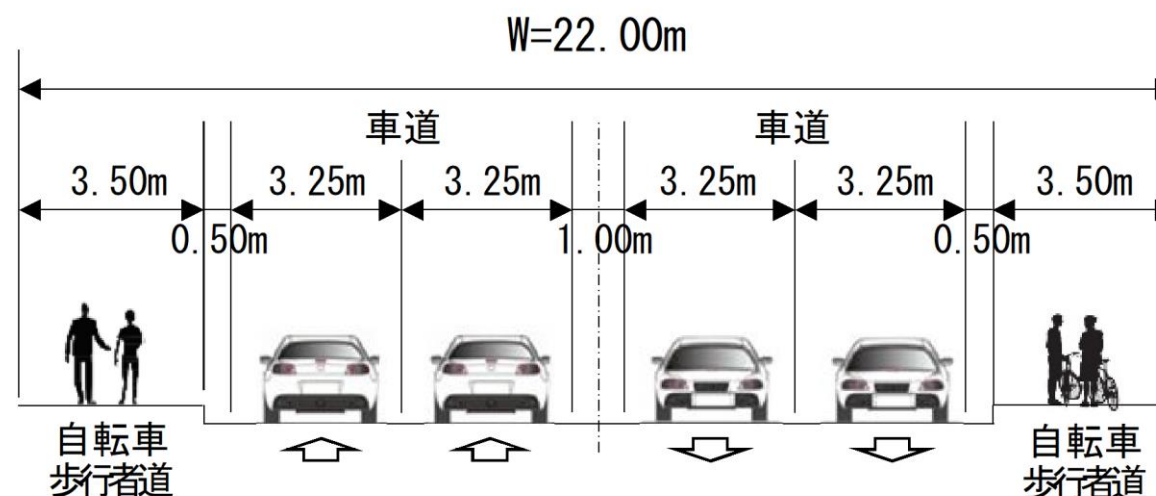
(1) 長束八木線と長束線の構造

○路線の概要

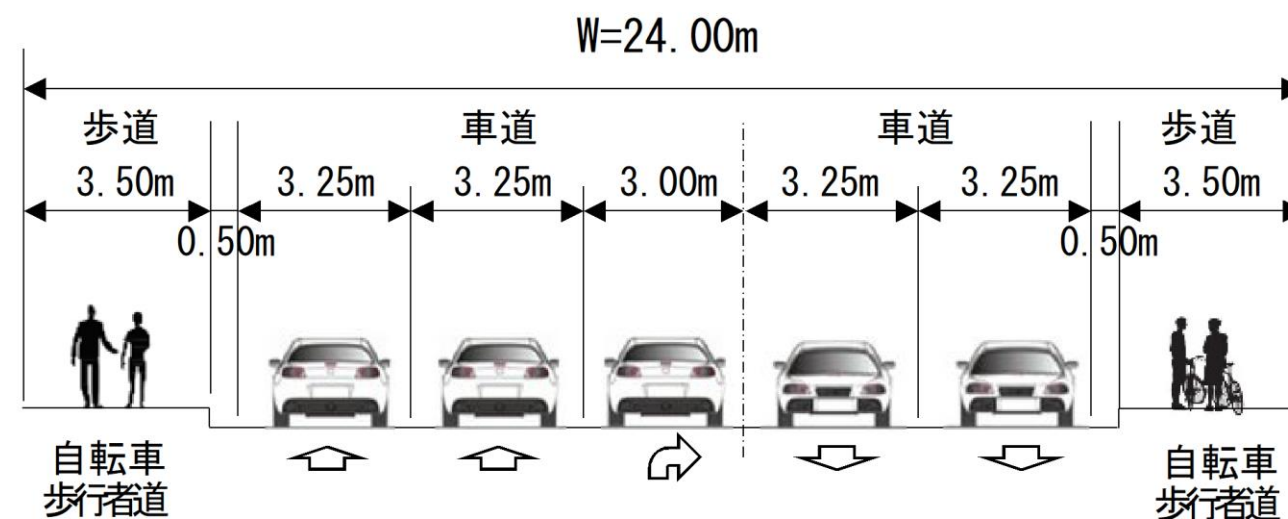
- ・ 道路規格…第4種第1級
- ・ 設計速度…50km/h
- ・ 車線数…4車線
- ・ 標準幅員…22m～24m
- ・ 計画交通量…21,500(台/日)

※道路構造の一般的技術基準を定めている「道路構造令」に基づき、幅員等の道路構造を決定しています。

標準断面図（一般部）



標準断面図（交差点部）



3 道路の計画変更案について

17

(1) 長束八木線と長束線の構造

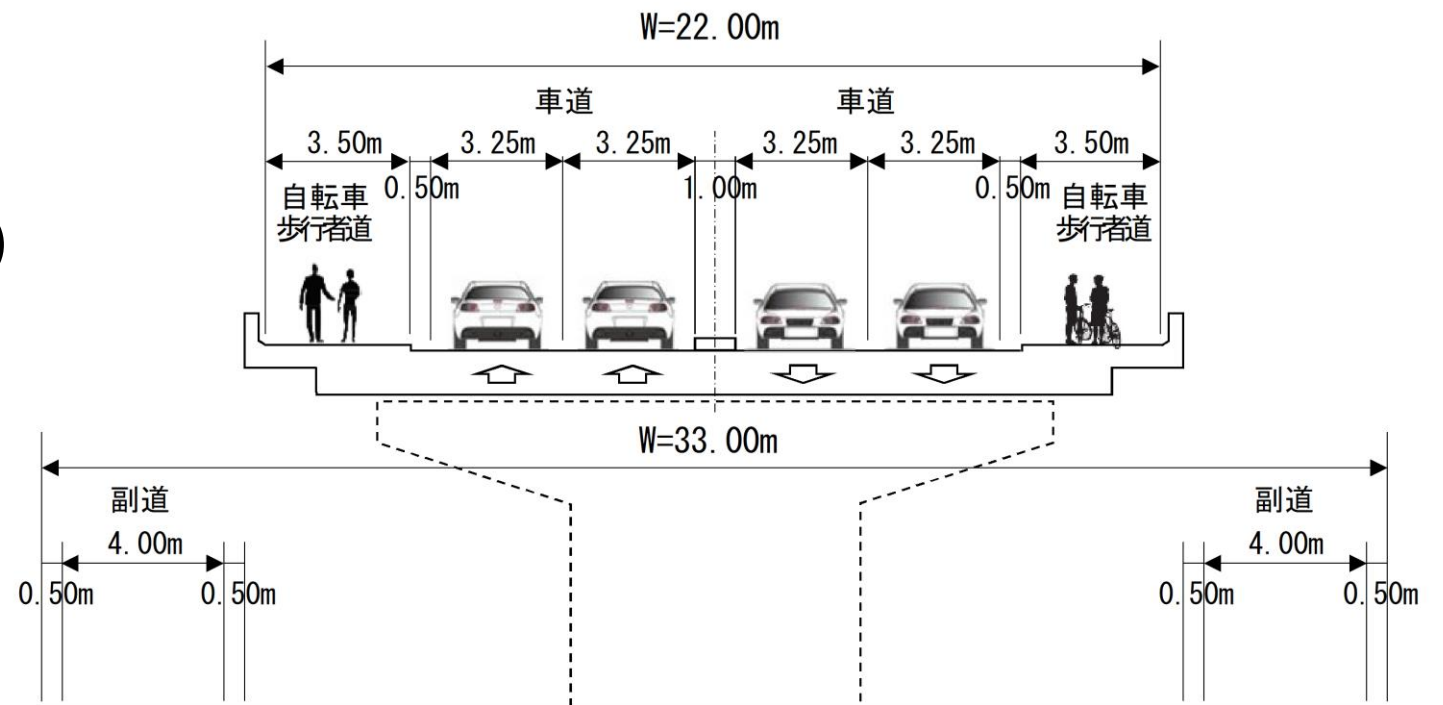
○立体交差の概要

(JR可部線との交差構造)

- ・ 構造形式…高架(オーバースタック)
- ・ 設計速度…50km/h
- ・ 縦断勾配…7%
- ・ 車線数…4車線
- ・ 標準幅員…22m

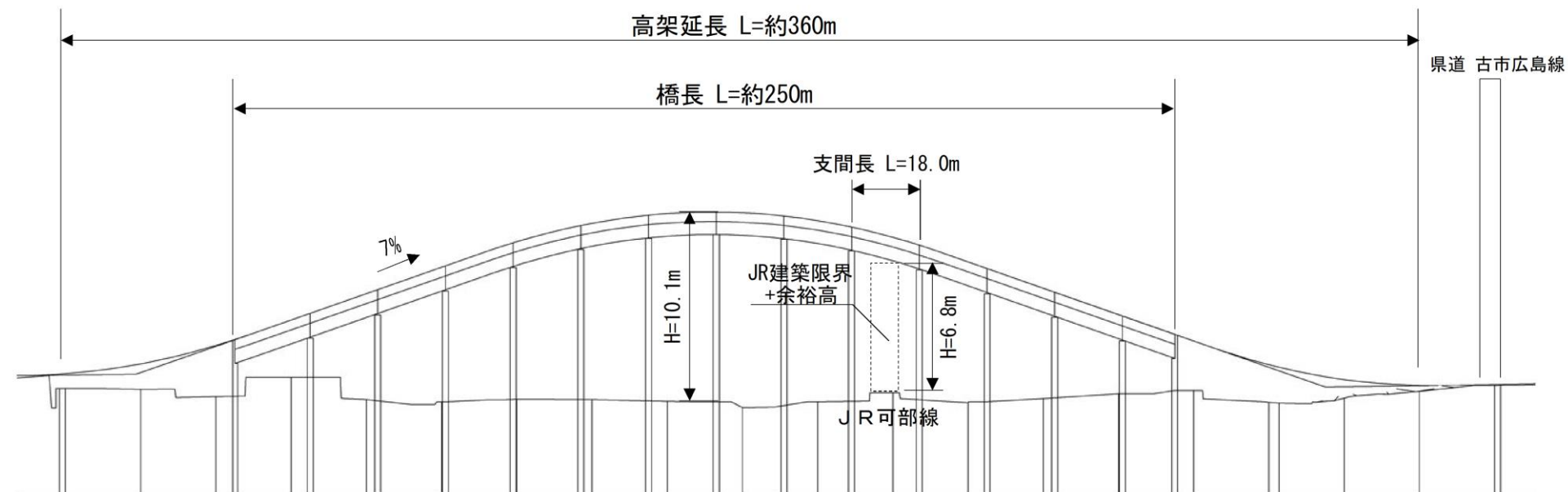
※高架区間では沿道の利便のため両側に副道(W=4.0m)を設ける計画としています。

標準断面図(高架部)



※ 橋脚の形状はイメージであり、詳細な構造は事業実施の段階で決定いたします。

縦断図(高架部)



3 道路の計画変更案について

18

(2) 用地取得範囲の目安(全体図)

※本図面の道路構造は、事業実施の段階で一部変更になる場合があります。



3 道路の計画変更案について

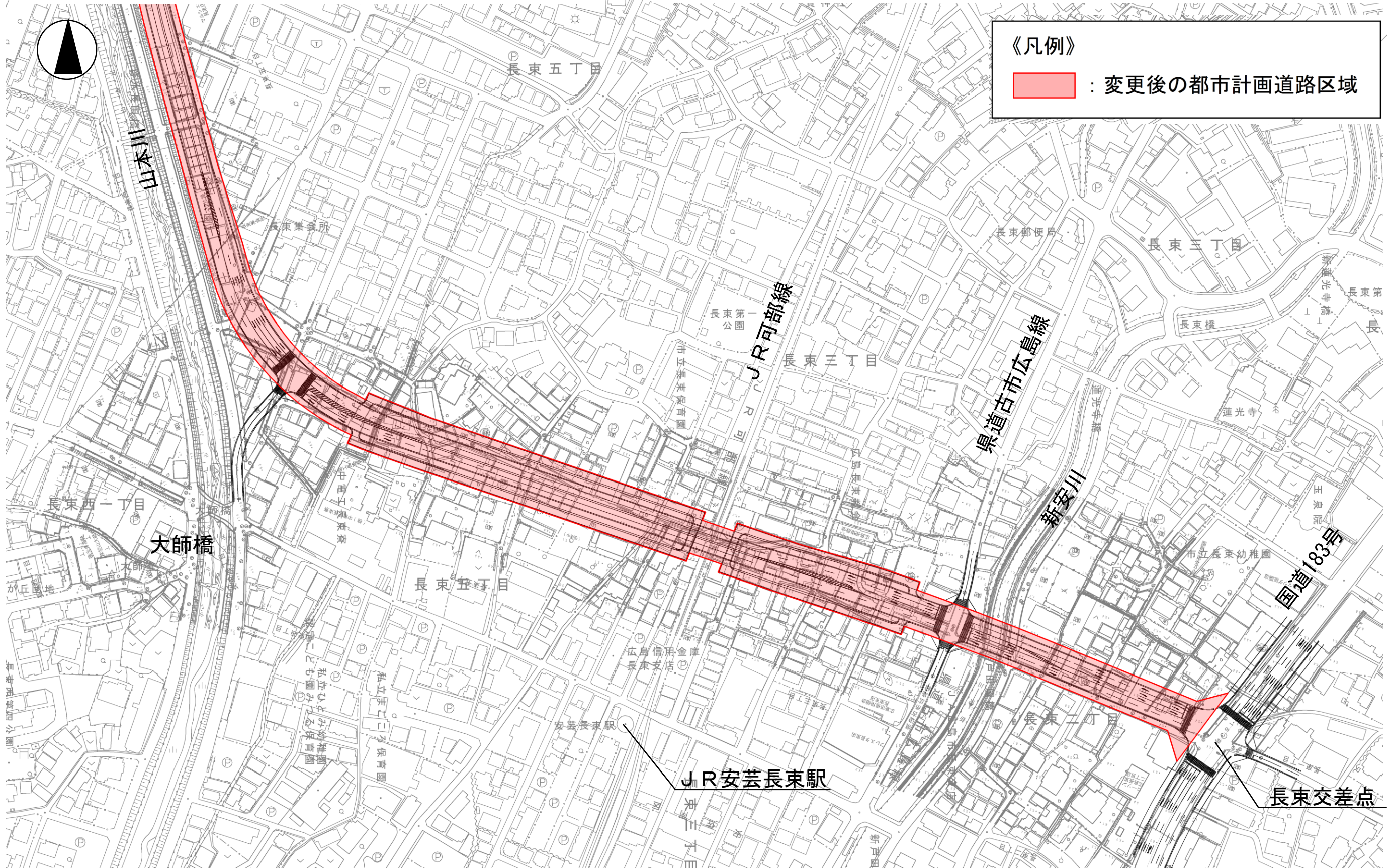
19

(2) 用地取得範囲の目安(長束線)

※本図面の道路構造は、事業実施の段階で一部変更になる場合があります。

《凡例》

■ : 変更後の都市計画道路区域



3 道路の計画変更案について

20

(2) 用地取得範囲の目安(長東八木線北側)



[illegible]

4 今後の進め方について

- (1) 都市計画変更までの流れ
- (2) 事業着手以降の流れ

(1) 都市計画変更までの流れ

①地域の皆様へ
「見直しの方針」や「今後の進め方」
をご説明(令和4年7月～8月実施)

長束八木線及び長束線沿線の
土地所有者や居住者など地域の
皆様へ幅広くご説明しました。



②-1都市計画道路の変更案の検討
(令和4年7月～令和5年7月)

計画見直しに必要な測量や設計を
行い、警察・JR等の関係機関と
協議を行いながら、都市計画道路
の変更案を作成します。



②-2地域の皆様へ
都市計画道路の変更案をご説明
(令和5年9月～)

土地所有者をはじめとした地域の皆
様に、「道路の計画内容」や「用地
取得範囲の目安」など都市計画道路
の変更案をお示しします。

現在はこの段階です。

(1) 都市計画変更までの流れ

③公告及び案の縦覧 (2週間)

都市計画道路の変更案の内容を広く知っていただくため、公告の日から2週間、都市計画道路の変更案を詳しく観ていただく手続きです。

意見書の提出※1

※1 意見書の提出
都市計画道路の変更案について意見がある場合、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

④広島市都市計画 審議会※2

広島市都市計画審議会において、都市計画道路の変更案の審議が行われます。この際、縦覧期間に提出された意見書の要旨が審議会へ提出されます。

※2 広島市都市計画審議会
広島市都市計画審議会とは、学識経験者や市議会議員等により構成される審議会であり、本市の都市計画に関する事項について審議を行います。

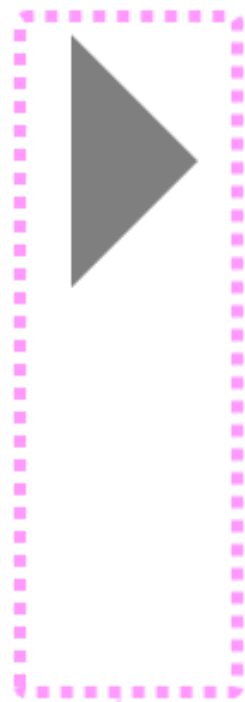
⑤都市計画変更の決定 (決定した旨の公告)

広島市都市計画審議会でも都市計画案が可決された場合、都市計画道路が変更され、変更後の区域を対象に一定の制限※3がかかりますようになります。

長束八木線及び長束線の計画見直しが完了します。

※3 建築可能な建造物が以下のものに限定されます。
当該建築物が次のいずれの要件にも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。
・階数が3階以下で、かつ、地階を有しないこと。
・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(2) 事業着手以降の流れ



⑥-1 事業説明会

土地所有者など、関係者の皆様に事業の詳細を説明します。



⑥-2 事業着手 (事業認可の取得)

都市計画法に基づく事業認可を取得します。これにより区域内において「土地の形質の変更」「建物の建築や工作物の設置」「移動の容易でない物件の設置や堆積」を行う場合は市長の許可が必要になります。

⑦ 現況調査や 道路の設計

土地所有者など、関係者の皆様の了解を得てから、土地の詳細な測量をします。
その後、道路の詳細な構造等について設計を行います。

周辺の道路整備※4
の進捗状況を踏まえながら、当区間の事業着手の時期
(⑥-1、⑥-2)
を判断します。

※4 周辺の道路整備
国道183号（西原一丁目交差点～大宮三丁目交差点）の南向き車線の3車線化や長束八木線（4工区）など

4 今後の進め方について

25

(2) 事業着手以降の流れ

⑧用地の取得と補償

土地の取得や物件の移転に伴う補償は、補償基準に基づき算定し、金銭で行うことになります。

用地の取得や物件の移転に伴う補償の金額が決定します。

⑨道路工事の実施



⑩開通



【お問い合わせ先】
広島市役所 道路交通局
道路計画課 計画係
TEL：082-504-2365